

利府町いじめ防止基本方針（概要）

1 基本的な考え方

- (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念
- (2) いじめの定義
- (3) いじめの理解
- (4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

2 町（町教育委員会を含む）が実施する施策

(1) 利府町いじめ防止基本方針の策定

- 町及び町教育委員会は、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「利府町いじめ防止基本方針」を策定する。

(2) いじめ問題対策連絡協議会の設置

- 町は、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。
- 構成員は、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察署、その他専門的な知識及び経験を有する第三者等とする。

(3) 町教育委員会の附属機関

- 町教育委員会は、基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実行的に行うため、附属機関を設置する。
- 専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性、中立性を確保する。
- 重大事態に係る調査を町教育委員会が行う場合は、この附属機関において調査を行う。

(4) 町（町教育委員会を含む）が実施すべき施策

- いじめ防止策を推進するために必要な財政上の措置、その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。
- いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備・相談窓口の周知を行う。
- 学校相互間の連携協力体制を整備する。
- 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を図る。
- 重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

(5) 町教育委員会が行う施策

- 道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
- 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談ができる体制を整備する。
- 教職員に対し、いじめ防止等のための対策に関する研修を実施する。
- インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、児童生徒及び保護者に対し必要な啓発活動を実施する。
- 重大事態に対処し、速やかに質問票の使用、その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 学校評価、教員評価への必要な指導・助言を行う。
- 学校運営の改善を支援する。

3 学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- いじめ防止のための取り組み、早期発見、早期対応の在り方、教育相談体制、校内研修に係る内容を「学校いじめ防止基本方針」として策定する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- 各学校に既存の「いじめ問題対策委員会」等を活用し、専門家等を加え、実行的ないじめの防止等の対策に取り組む。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

- いじめの防止
いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- いじめの早期発見
定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- いじめに対する措置
速やかに組織的な対応をし、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

4 重大事態への対処

(1) 町教育委員会又は学校による調査

- 重大事態への対処
学校は、重大事態が発生した場合、町教育委員会を通じて町長へ、事態発生を報告する。
- 調査主体
町教育委員会は、調査を行う主体やどのような調査組織とするかを判断する。
- 調査を行うための組織
 - ・ 町教育委員会が主体になる場合は、教育委員会に設置される附属機関が実施する。
 - ・ 学校が主体となる場合は、各学校に既存の「いじめ問題対策委員会」等を母体として、適切な専門家を加え実施する。
- 事実関係を明確にするための調査の実施
 - ・ いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。
 - ・ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。
- 調査結果の提供及び報告
 - ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ・ 調査結果については、町長に報告する。

(2) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

- 再調査
報告を受けた町長が、再調査を行うに当たっては、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行う。
- 再調査結果を踏まえた措置
 - ・ 町長及び町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。
 - ・ 再調査を行ったときは、町長はその結果を議会に報告する。